

ID: 22

担当部署: 企画課

<b>処分の概要</b>	分担金の減免等
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例 第6条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成21年条例第36号
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金徴収の延期等)  第6条 町長は、災害その他の事由により必要があると認めるときは、分担金の徴収を延期し、又は減額し、若しくは免除することができる。</p> <p>2 分担金の徴収延期の承認を受けた事業者は、その事由が消滅したときは、遅滞なく規則に定めるところにより、町長に届け出なければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例施行規則第7条の規定による。  (分担金の徴収延期)  第7条 条例第6条の規定により分担金の徴収延期を承認する基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定により分担金の徴収延期を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日又は徴収延期の事由が発生した日から15日以内に分担金徴収延期申請書(様式第7号)により町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その結果を分担金徴収延期決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。</p> <p>4 分担金の徴収延期の対象は、分担金徴収延期申請書を提出した日に属する年度に係る分担金とする。</p> <p>5 条例第6条第2項の規定による届出は、その理由を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>6 町長は、条例第7条の規定により徴収延期の承認を取り消し、又は徴収延期の期間を短縮したときは、分担金徴収延期取消等通知書(様式第9号)により通知するものとする。</p> <p>7 町長は、条例第7条の規定により徴収延期の承認を取り消したときは、その期間に係る分担金を一時に徴収するものとする。</p> <p>(分担金の減免)  第8条 条例第6条の規定による分担金の減額又は免除(以下「減免」という。)の基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき分担金の減免を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日又は減免の事由が発生した日から15日以内に分担金減免申請書(様式第10号)により町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その結果を分担金減免決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。</p> <p>4 分担金の減免の対象は、分担金減免申請書を提出した日に属する年度に係る分担金とする。</p>	
<b>標準処理期間</b>	15日
<b>備考</b>	

<b>設定年月日</b>	平成 26 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日